

清流でつなぐ山県市観光資源地域魅力化事業業務委託 仕様書

1. 目的

「水と緑を大切に、活力ある山県市」、平成25年に都市宣言を行った山県市は、「水」という文字で宣言がスタートしている。当市で「水」といえば神崎川や円原川に代表される清流をイメージするが、それだけではなく全国有数のシェアを誇る「水」栓バルブの一大製造地であり発祥の地でもある。自然も産業も観光業も、山県市はこの「水」と密接につながり発展をとげてきた。

しかし、近年では神崎川や円原川などにおける夏場のバーベキューや川遊び客によるオーバーツーリズムが大きな課題となっており、そうした観光客を市全体の周遊観光につなぐことができていないなど、市の魅力発信や誘客の方法などを再検討する必要性に迫られている。

その一方で、今年3月には市の北部地域の玄関口に山県市観光案内所「山県アウトドアツーリズムセンター」がオープン。また、豊かな清流に魅せられて新たにテントサウナを行う事業者などがでてきている。昨年度実施したサイクリングイベントでは、この清流でクールダウンするライドツアーが好評で、全国各地から集まったサイクリストからもまた来たいとの声が聞かれた。

本事業では、上記であげた課題や現状を正確に把握し、「水」や「清流」をテーマに、「山県アウトドアツーリズムセンター」を核として、新しい市の魅力発信や周遊観光の仕組みづくりを行っていくことを目的とする。

2. 名称

清流でつなぐ山県市観光資源地域魅力化事業業務委託

3. 履行場所

山県市及び山県市が指定する場所

4. 委託期間

契約の日から令和9年2月26日（金）まで

5. 業務内容

【持続可能なコンテンツ企画の開発】

(1) 自然体験ツアー等の企画、実施

単に水がきれいだから遊びに来てねではなく、当市の抱える課題の一つであるオーバーツーリズムにも配慮した実現可能で翌年度以降も自走できる自然体験ツアー等を2回以上企画・実施すること。

(2) 清流をイメージしたスイーツ等の開発と商品化

アウトドアツーリズムセンター等で販売可能な清流をイメージしたスイーツ等を地域の事業者等と連携して開発し、事業後も継続して販売できる商品を1件以上つくること。

【アウトドアツーリズムセンターの観光拠点化】

(1) 多言語に対応した情報発信ツール等の開発・導入

アウトドアツーリズムセンターを訪れる多様な観光客に向けて、楽しく市の魅力を発信できる仕組みを構築すること。また、システム等を導入する場合は、翌年度以降に職員のみで更新が可能で保守費用等が発生しないものを提案すること。

(2) サイクリスト向けの拠点整備

サイクリストが多く通過する場所に位置するため、サイクリストが気軽に立ち寄ることができる環境（サイクルラックや修理キット等）を整えること。

【情報発信と賑わいの創出】

(1) テーマとターゲットを明確にした情報発信

「1. 目的」で記載したテーマや目的を達成できる情報や魅力発信の機会を1回以上設けること。

(2) センターを拠点にしたイベント等の実施

市民や地元事業者、観光客等が交流できるイベントを1回以上実施すること。

6. 組織体制等

本業務の効率的な運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

7. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、委託者の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受託者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

8. 成果物

成果物は、期限内に次のものを提出すること。

- ①打合せ資料や企画書を速やかに提出すること。
- ②電子データについては、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・JPEGのいずれかとし、DVD・HDD等に記録して納品すること。また、電子データの提出の際はエラーがないことを確認し、ウイルス対策を行い提出すること。

- ③事業終了後は、速やかに業務完了届と事業実績報告書を提出すること。
- ④本事業は岐阜県の「ストーリーでつなぐ岐阜県観光推進補助金」を活用して実施するため、本事業で制作するチラシ等の成果物についてはその旨明記すること。
- ⑤その他委託者が必要とするもの。

9. 検査

- (1) 受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受託者等立会いのもとに委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

10. 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

10.1. 個人情報の取扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受託者は事業実施に当たり収集する個人情報及び法人情報について、その個人及び法人に対し委託者へ情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施に当たり収集した個人情報や法人情報は委託者に帰属するものとし、委託者の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

10.2. その他実施上の留意点

- (1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。
- (2) 受託者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は委託者に帰属する。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託の先の行為について全責任を負うこと。
- (5) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (6) 委託者が実施する観光や広報等魅力発信事業と連携を図ること。

(7) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、委託者と受託者双方による協議のうえ決定する。